

監査結果公表第17-4号

財政援助団体等の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成17年5月2日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	高 田 寛 治
同	西 川 訓 史

記

1 措置の通知

財政援助団体等の結果に対する措置の通知

平成17年3月29日付け八教教第175号

八尾市学校給食会

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 0729-24-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八教教教第175号

平成17年3月29日

八尾市監査委員 西浦 昭夫 様
 北山 諒一 様
 高田 寛治 様
 西川 訓史 様

八尾市教育委員会

教育長 森 卓

財政援助団体等の監査結果に対する措置の通知について

標記の件につきまして、平成16年10月27日付監査報告第16-4号で監査結果の報告を受けましたが、別紙のとおり監査結果に基づく措置を講じましたので、地方自治法199条第12項の規定により報告いたします。

(別紙)

財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容

八尾市学校給食会

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
1 文書整理について (1) 学校給食用物資についての契約において、請書が契約伺書に添付されておらず、別に保管されているケースが見受けられたので、伺書に請書を添付されたい。また、支出票と請求書が別々に保存されているケースが見受けられたので、支出票に請求書を添付の上保存されたい。	措置状況 1. 措置済(平成16年10月27日) 請求書につきましては、契約伺書に添付して保管するとともに、支出票には、請求書を添付して保存する等事務処理においては、必要書類の処理を適正に行うよう改めました。
(2) 1枚の支出票で複数の請求書を処理する場合は、支出票に内訳を記入するなど、適切な処理に改められたい。	措置状況 1. 措置済(平成16年10月27日) 支出票等伝票の作成については、記入方法、添付書類の処理を適正に行うよう改めました。
2 給食費未納金の取り扱いについて 給食費の未納金については、公平性の観点から各年度毎の未納状況を明確にするとともに、引き続き学校園と連携しながら徴収に努められたい。	措置状況 1. 措置済(平成16年10月27日) 年度毎での給食費の未納状況を的確に把握しながら、給食会理事および給食事務担当者等と連携すると共に、関係各課とも連携した中で、スムーズな徴収を行うよう改めました。